

議案第79号

みよし市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年11月30日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、第7次みよし市行政改革アクションプランにおける受益者負担の適正化により、一般廃棄物のごみの処分に係る手数料の額を改正するため必要があるからである。

みよし市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

みよし市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年三好町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項の表ごみの項中「30円」を「200円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

みよし市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案				現行			
(一般廃棄物の処理手数料) 第10条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は次のとおりとする。				(一般廃棄物の処理手数料) 第10条 同左			
種類	取扱区分	単位	手数料	種類	取扱区分	単位	手数料
ごみ	指定袋（大）から粗大ごみまで 略			ごみ	同左		
	自己運搬で本市が埋立処分するもの	10kgにつき	<u>200円</u>		自己運搬で本市が埋立処分するもの	10kgにつき	<u>30円</u>
し尿の項 略				同左			
2以下 略				2以下 略			